

第二百十回国会 院 消費問題に関する特別委員会議録 第四号

令和四年十二月六日(火曜日)

午後三時三十三分開議

出席委員

委員長 稲田 朋美君

理事 井原 巧君

理事 宮崎 政久君

理事 山井 和則君

理事 池畑浩太郎君

理事 東 国幹君

理事 勝目 康君

理事 土田 慎君

理事 中山 展宏君

理事 鳩山 二郎君

理事 船田 元君

理事 松島みどり君

理事 渡辺 孝一君

理事 井坂 信彦君

理事 大原まさこ君

理事 浅川 義治君

理事 國重 徹君

理事 田中 健君

同日

補欠選任 上杉謙太郎君

田畑 裕明君

堀内 詔子君

山田 勝彦君

同日

補欠選任 東 国幹君

中曾根康隆君

渡辺 孝一君

同日

補欠選任 堀内 詔子君

同日

補欠選任 徳坂 泰君

同日

理事堀内詔子君同日理事辞任につき、その補欠として宮崎政久君が理事に当選した。

同日

理事山田勝彦君同日委員辞任につき、その補欠として山井和則君が理事に当選した。

同日

十二月六日

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案(内閣提出第二二二号)

は本委員会に付託された。

十二月五日

地方自治体における消費者教育の更なる充実に関する意見書(大阪市議会(第一一九〇号))

旧統一教会と関連団体による被害実態の把握を進めるとともに、政治家の説明責任を果たすことを求める意見書(北海道函館市議会(第一一九一号))

旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書(宮手県議会(第一一九二号))

旧統一教会及び関連団体による被害者の救済と実態解明を求める意見書(茨城県つくば市議会(第一一九三号))

旧統一教会関連団体をはじめとした霊感商法による被害の防止・救済を求める意見書(東京都調布市議会(第一一九四号))

旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書(富山県議会(第一一九五号))

旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書(富山県高岡市議会(第一一九六号))

旧統一教会等による被害の救済・防止を求める意見書(京都市議会(第一一九七号))

旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書(福岡県嘉麻市議会(第一一九八号))

世界平和統一家庭連合(旧統一協会)の霊感商法などによる被害者を救済するとともに、政治との癒着を究明することを求める意見書(北海道釧路市議会(第一九九号))

世界平和統一家庭連合及び関連団体による被害者の救済と実態解明を求める意見書(東京都武蔵野市議会(第一二〇〇号))

世界平和統一家庭連合等の高額献金要求等の被害防止及び被害者救済措置の迅速な実施を求める意見書(新潟県議会(第一二〇一号))

世界平和統一家庭連合(旧統一協会)による被害者救済に向けた関係法令改正に取り組むよう求める意見書(京都市議会(第一二〇二号))

霊感商法等を取り締まる法改正と社会的問題のある団体と政治との関係は正を求める意見書(滋賀県栗東市議会(第一二〇三号))

霊感・霊視商法による被害防止と被害者救済を図るための対策強化を求める意見書(兵庫県議会(第一二〇四号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案(内閣提出第二二二号)

○稲田委員長 これより会議を開きます。理事の辞任についてお諮りいたします。理事堀内詔子さんから、理事辞任の申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○稲田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。引き続き、理事の補欠選任についてお諮りいたします。ただいまの理事辞任及び委員の異動に伴い、現在理事が二名欠員となっております。その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○稲田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。それでは、理事に

宮崎 政久さん 山井 和則さんを指名いたします。

委員の異動
十二月五日
辞任 石川 香織君
補欠選任 山井 和則君

国務大臣 (消費者及び食品安全担当) 河野 太郎君

内閣府副大臣 大串 正樹君

政府参考人 (消費者庁次長) 黒田 岳土君

政府参考人 (消費者庁審議官) 植田 広信君

衆議院調査局第一特別調査室長 菅野 亨君

○福田委員長 ただいま付託になりました内閣提出、消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案及び法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。河野国務大臣。

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案
法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○河野国務大臣 ただいま議題となりました消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

社会経済情勢の変化等に対応して、消費者の利益の擁護を更に図るため、消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる範囲を拡大するとともに、取消権の行使期間を延長する等の措置を講ずるほか、独立行政法人国民生活センターの業務として適格消費者団体が行う差止め請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助を行う業務を追加する等の措置を講ずる必要があるため、この法律案を提出した次第です。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。
第一に、消費者契約法に関しては、意思表示を取り消すことができる不当な勧誘行為の類型を改正し、事業者が消費者に対し、靈感等による知見として、当該消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安を告知し、又はそのような不安を抱えていることに乗じて、その重大な不利益を回避するためには、当該消費者契約を締結することが必要不可欠である旨を告げる

こととしていきます。
この不当な勧誘行為に係る取消権の行使期間を、追認をすることができることから三年間、消費者契約の締結のときから十年を経過したときに延長することとしています。

第二に、独立行政法人国民生活センター法に関しては、独立行政法人国民生活センターの業務に、適格消費者団体が行う差止め請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助を行うことを追加するとともに、和解仲介手続及び仲裁の手続について、適正かつ迅速な審理が実現されるように所要の規定を新設するほか、消費者紛争の当事者である事業者の名称等を公表することができることとするなどの改正を行うこととしています。

その他、所要の規定を整備することとしていきます。
引き続きまして、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

法人等からの寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護等を図る観点から、法人等による不当な寄附の勧誘を禁止し、当該不当な寄附の勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めるとともに、寄附の意思表示の取消しの範囲の拡大及び扶養義務等に係る定期金債権を保全するための債権者代位権の行使に関する特例の創設等の措置を講ずる必要があるため、この法律案を提出した次第です。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。
第一に、法人等は、寄附の勧誘を行うに当たり寄附者等に配慮しなければならないことを規定するとともに、寄附の勧誘に関する禁止行為として、不当な勧誘により寄附者を困惑させてはならないこと及び借入れ等による資金調達を要求してはならないことを規定しております。
第二に、法人等が禁止行為に違反した場合の勧告、命令等の行政上の措置等について規定するとともに、当該行政措置に係る罰則について規定し

ております。
第三に、不当な勧誘により寄附者が困惑して寄附を行った場合における意思表示の取消しについて規定するとともに、扶養義務等に係る定期金債権について、確定期限の到来していない部分を保全するための債権者代位権の行使に係る特例を設けることとしております。

第四に、国は、寄附者等が権利の適切な行使により被害の回復等を図ることができるようにするため、日本司法支援センターと関係機関及び関係団体等との連携の強化を図り、利用しやすい相談体制を整備する等必要な支援に関する施策を講ずるよう努めなければならないこととしております。

その他、この法律の運用上の配慮に関する規定など、所要の規定を整備することとしております。
以上が、これらの法律案の提案理由及びその概要であります。
何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○福田委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

○福田委員長 この際、お諮りいたします。両案審査のため、本日、政府参考人として消費者庁次長黒田岳土さん、消費者庁審議官植田広信さんの出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○福田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○福田委員長 これより質疑に入ります。質疑の申出がありますので、順次これを許します。牧原秀樹さん。

○牧原委員 自由民主党の牧原秀樹でございます。トッパッターということでございますので、

既に予算委員会あるいは今日の本会議等で審議がかなり重ねられておりますけれども、改めて、今回の法改正及び新規立法の目的についてお伺いをしたいと思います。

私も一九九七年に弁護士になって以来、こうした消費者保護というのは、いろいろな事件が起き、そして、残念ながらそのときの法律ではなかなか被害者の方を救済できないという事態が起こったときに、この皆様を何とかして救済したいということで努力してきたのが、まさに消費者行政の歴史だったというふうに思います。

他方で、これは通常を考えますと民間同士のことが多くて、そこには契約自由の原則があります。また、憲法上の基本的人権の尊重の制限がかかるというのは、どの場合でも必ず妥当するわけですから。そういうことから、大体こうした被害の救済をするという法律、これまでPL法とか様々やってきましたけれども、かなり専門家の審議会等を立ち上げて慎重にやってきたというのが今までのだったと思います。

今回、与野党の皆様の大変な御努力によって、多分歴史上でも最も早い、こうした法律ができたということでございます。改めて大臣に、これだけ短期間に、そしてかなりの内容が詰まった法律を作った、その思いについてお伺いをしたいと思います。

○河野国務大臣 この旧統一教会問題に関しましては、被害者の救済、その再発防止を図ることが急務と言っているように思います。そうしたことから、できる限り速やかに法案として取りまとめるということが要請されているというふうに考えております。憲法上の財産権あるいは信教の自由といったことには最大限の配慮をし、現行の我が国の法体系の中で許される限り最大限、禁止行為や取消権の対象というものを広げたというふうに考えております。
先日国会に提出いたしました消費者契約法の改正法案、これは、いわゆる靈感商法への対応の強化を求める社会的な要請が高まっている中、消費

者被害を防止する、救済の実効性を高めるとい
観点から、消費者契約法の取消権の対象範囲を拡
大し、取消権の行使期間を延ばすといった措置を
講じました。

また、この消費者契約法では捉えられない、消
費者契約に当たらないような寄附については、不
当な勧誘があれば取り消すことができるようにす
ると同時に、法人などによる不当な寄附の勧誘を
禁止し、勧告を始めとする行政措置を定めること
を内容とする新法といたして、国会に提出をし
たところでございます。

○**牧原委員** 今大臣におっしゃっていただきまし
たけれども、今回の法律は、本当に野党の皆様か
らいち早く議員立法が出されたということは、私
は非常に大きいことであり、それを受けて与党側
でも真摯に検討し、また政府でも同時並行で、こ
れだけスピーディーに閣法を準備していただい
た。本当に国会の歴史にも残る、すばらしい、一
致団結した国会の在り方じゃないかなと思ってい
ます。

他方で、急いだことによる、今も大臣ちらっと
話がありましたけれども、やはり憲法上の適合性
というは必ず問われるのではないかと思います
が、具体的に、憲法二十条の信教の自由や憲法二
十九条の財産権に反しないという点について、改
めて大臣に確認をしたいと思っております。

○**河野国務大臣** この新しい法案の運用に当たり
ましては、憲法上の財産権はもちろん、社会にお
いて寄附が果たす役割、これの重要性については
留意をしなければなりません。また、学問の自
由、信教の自由、あるいは政治活動の自由への十
分な配慮が必要であるという旨を規定しておりま
す。

新法で特例を設ける債権者代位権につきまして
は、自らの権利を保全するために、必要限度で
他人の権利を行使することを認める制度でござい
ます。今回の新法では、これを活用しやすくする
ということ、個人の財産権の侵害とならない限
度で家族らの被害救済にも資することができるよ

うにするように、財産権にも配慮したものになっ
ております。

○**牧原委員** この法案に関して、憲法にも適合性
があるということであり、非常にその判断が
ぎりぎり難しかったと思いますが、改めて関係者
の皆様へ感謝を申し上げつつ、最大限のぎりぎり
の範囲で、やはり被害者の救済を図っていか
なきゃいけない、こう思うんです。

先ほどお伺いしたことで、被害者救済が目的の
範囲に当然入って、元々の経緯でもあるんです
が、他方で、どこまで適及できるのかという問題
があります。当然、法律は、普通に考えますと、
その制定時から先の話に適用があつて、その当時
法律がなかったものを急に適用して適用するとい
うことは基本的に難しい。仮に野党の皆様が法案
であつたとしても、何法であつたとしても、これ
は難しいことになりました。

この法律で具体的に言いますと、例えば、寄附
の方の新法でいいますと、法律の制定前に行われ
た寄附というのは対象になるのか。あるいは、今
日の議論でも、際してという部分、これに関し
て、過去に困惑させた後、その後は個々には困惑
をしていなくても対象になるんだという総理答弁
が繰り返行われておりますけれども、例えば、
この法律の制定前の困惑というのも今後の寄附に
ついての適用があるのか。

この辺についての適及適用について、既存の被
害者の皆様に対する救済について、政府の見解を
お答えください。

○**大串副大臣** 現在まさに被害に遭っている方の
救済については、重要な課題であると認識をして
おります。

法律は基本的に過去に遡及して適用されるわけ
ではないことから、法改正や新規立法によつて対
応することは、御指摘のように難しい面がござい
ますけれども、消費者契約法の改正案では、靈感
等による知見を用いた告知の場合の取消権の行使
期間を延ばした上で、これを現行の取消権につい
て時効が完成していない場合にも適用することと

しております。

また、新法に規定する配慮義務については、そ
れ自体が遡って適用されることはないものの、過
去の寄附に関する被害についての民法上の不法行
為の認定等において考慮される可能性がございま
す。これにより、現在被害に遭っている方の救済
範囲を広げることができると考えております。

また、国民生活センター法の改正によつて、国
民生活センターによる重要消費者紛争解決手続、
いわゆるADRが迅速化されることで、現在の被
害者の紛争解決がより迅速に行われることが期待
されると考えております。

○**牧原委員** 今お話があつたように、今回の特に
配慮義務、これが既存の被害者の皆様の救済にお
ける、例えば民事裁判等で考慮される結果、広が
るんじゃないかという期待感を示されたわけです
けれども、もう一度具体的に聞きますけれども、
例えば、さっき申し上げたように、法律前の困惑
を生じて、そして今後寄附する場合、これは適用
になるといふことかどうか、ちょっと確認をさせ
てください。

○**植田政府参考人** お答え申し上げます。
ケース・バイ・ケースではございませぬけれど
も、勧誘を受けて困惑したのが法律の適用前で
ございまして、それを、困惑していることが続い
ていることを知っていて、それに乗じて寄附を行っ
たという場合には対象になるものというふうにか
えております。

○**牧原委員** 今のは結構重要で、今後も一種適及
的な適用として、これまでは随分前に生じた困惑
でずつと献金してきたけれども、今後はその献
金がそのまま認められるとは限らないということ
があるということですから、これは私は非常に被
害防止には大きな意味を持つというふうにか
えま

それから、先ほど副大臣からお話があつたよう
に、仮に適及適用できないのでなかなか救済でき
ないという場合は、国民生活センター等のことに

よつて被害者を救済するという話でしたけれど
も、法律の適用にならなかつたとしても、そうし
た形で被害者救済をありとあらゆる手段を通じて
やっていくということは非常に大切だというふう
に思いますが、改めて、この取組についてお答
えください。

○**植田政府参考人** 政府といたしましては、旧統
一教会問題に關しまして、相談体制の強化による
被害者の救済というものに取り組んでおるとこ
ろでございます。

法務省が中心になっております、先般、関係省
庁連絡会議におきまして、被害者の救済に向けた
総合的な相談体制の充実強化のための方策を取り
まとめているところでございます。

この取りまとめでは、法テラスの抜本的な充実
強化、消費生活相談等の強化、宗教二世の方も念
頭に置いた精神的、福祉的支援の充実及び子供、
若者の救済について、各関係機関で実施する具体
的な諸施策を明記して、これについてそれぞれが
連携して取り組んでいくことを確認しておるとこ
ろでございます。

政府といたしましては、引き続き、こうした取
組を通じまして、被害者の救済に万全を尽くして
まいりたいと思存いたします。

○**牧原委員** 是非その、政府全体での取組、民
間の皆さんや弁護士会等も含めて取り組んでい
だきたいと思存いたします。

今の話にもちよつと関連するんですけれども、
既存の二法の改正案については消費者庁が当然所
管官庁であると思存んですが、新法は、寄附、こ
れに対する規制というのは、今まで具体的に消費
者庁ではなかつたわけですね。いろいろなお話を
我々も聞きましたけれども、いわゆる寄附者を消
費者だというふうな定義づけをすること自体、非
常に違和感があるんだとおっしゃっている、ほか
の宗教団体だったり、NPOの方だったりする方
も少なくありません。

改めて、新法、寄附に関する規制を消費者庁が
所管をするというふうなことで妥当であるのか、

そして、この執行をやはり消費者庁がやっていくのか、それとも、もつと政府全体で改めて体制を強化してやっていくのか、ここについての今後の執行体制についてお聞かせください。

○河野国務大臣 消費者契約法で対象としたし、まず贈与契約などに当たる寄附と、新法で対象とする単独行為に当たる寄附で規制の態様に違いが出ないよう、消費者契約法で取消権の対象とされるものと同等の不当勧誘行為を新法でも取消権の対象とするということにしておりますので、また、債権者代位権ですとか法テラスに係る規定があることを踏まえまして、新法は、消費者契約法と同様に消費者庁と法務省で共管をすることとしておりますが、行政措置に関する部分は消費者庁が所管をするということにしております。

執行体制につきまして、この法案の運用については、宗教法人のほかにNPO法人等様々な法人の活動において、寄附が果たす役割の重要性、それから、先ほど申し上げました学問、信教あるいは政治活動の自由といたしたことに配慮が必要とされているということも踏まえまして、関係省庁の協力を得ながらでございますが、消費者庁において必要な体制の整備を講ずることとしております。

○牧原委員 その執行体制は結構重要な課題にはなるんだというふうに思います。やはり、これまでの消費者庁の皆さんの執行とは一段また違うフェーズになると思いますが、是非その強化に取り組んでもらいたいなと思っております。

そういう意味で、今大臣も御指摘をいただいた、例えばNPOとか学術団体、学校とか、こういう今回の法の適用を受ける寄附を今でも大切にされている団体等がございます。私もNPO議員連盟というのに入っているんですけども、そういうところでは、むしろ、これまで税制改正等で寄附を促すように累次改正を行ってきたというところがございます。

今回の法律によって、いわゆる寄附という文化や雰囲気壊さないかという心配もこうした皆様

からは上がっておりますけれども、そこについて、これまでの政策との整合性をどう配慮したのか、ここについてお答えください。

○黒田政府参考人 お答え申し上げます。先ほど来大臣からも答弁されておりますように、新法案の運用に当たりましては、NPO法人や学術団体等、様々な法人の活動において寄附が果たす役割の重要性に留意しなければならぬ旨を規定しております。また、本法案における禁止規定は、社会通念上、悪質、不当な勧誘行為と考えられるものであり、配慮義務も、真つ当に寄附を募っている法人等であれば当然に配慮されているものに限つております。

そのため、通常のNPO法人であれば、寄附の勧誘に支障があるといったことはなく、寄附文化の醸成に対する不当な抑制にはつながらぬものと考えております。むしろ、不当な寄附の勧誘行為が防止されることによりまして、寄附への理解や寄附勧誘への安心感が高まることにもつながり、これまでの政策との整合性が取れないといったことにはならないものと考えております。

○牧原委員 是非その発信は大切にしてもらいたいなと思っております。あくまで、これは通常ならあり得ないような寄附、悪質な寄附、これを取り締まるということであつて、善意に基づく寄附というのは全く対象にならないので、そうしたことは従来どおり大いにやつてもらいたいということだと思いますので、関係団体の皆様にはよくおつしやうしていただきたいと思います。

特に、今回、附則で、今回の施行というの、公布から僅か二十日後なんです。ですから、二十日しかない中で、今、ネットでわあつと情報があつたりすると非常に混乱を生む可能性もあつたので、是非とも政府においては、この二十日間は非常に厳しいということで、相談体制の充実や、あるいは今おっしゃつたような趣旨の周知、これを是非徹底してもらいたいというふうに考えます。

今回の法律で度々議論になつて文で、困

惑という文言がございます。

今回の与野党間の協議でも一番難しかったのは、マインドコントロールをどうするかということだと思つています。それで、基本的には、そうした内心のことを法律に落とし込むというのは結構難しいので、それを行為の悪質性等に置き換えてやつたということですが、困惑というのは、最後、やはり内心のこととして残つてしまつています。今日も本会議で定義をお聞きしましたけれども、裁判上、困惑ということを要件にすると、非常にその立証を難しくしてしまうんじゃないかというふうにごえられるんですけども、ここについて御見解をお聞かせください。

○植田政府参考人 お答え申し上げます。マインドコントロールと困惑についてでございますけれども、まず、マインドコントロールについて定義を行うのが難しい理由につきましては、御指摘のとおり、本人の内心が、外から見ても、なかなか、マインドコントロールなのか純粋な信仰心なのか判断できないということがあろうかというふうにごえしております。

一方、困惑といふのは、同じく本人の内心でございますけれども、本人が困惑したとかあるいは困惑していたと主張することによりまして、本人であれば立証することが可能な状態であるというふうにごえっております。

先ほど定義もお話がありましたけれども、消費者契約法の逐条解説では、困惑とは、困り戸惑い、どうしてよいか分からなくなるような、精神的に自由な判断ができない状況をいう、畏怖をも含む広い概念ということとされてるところでございます。

また、裁判上の立証についてでございますけれども、例えば、献金に至るまでの悪質な勧誘行為を具体的に示しつつ、御本人が入信当時におられた不安が根底にあつたということであるとか、被害者本人の方が献金当時の状況を客観的に振り返つてみれば困惑していたと後から気がついたということをごえれば、被害者本人が当時困惑

していたことという立証し得るのではないかとごえしております。

○牧原委員 困惑という文言が、マインドコントロールとはまた違つて、本人が後から気づいたときに立証しやすい文言として設定されたということでありまして、そこは非常に意味があると思つています。

他方で、度々議論になつておりますけれども、本人は私は困惑してないと言つけれども、周りから見ると、いや、困惑しているでしようという場合ですね。ここについては、財産権との関係も含めて難しい課題でありまして、引き続き、実態の運用も含めて見ていかなきゃいけない点かなとは思つています。

それで、こうしたところも含めて、今回は禁止規定と配慮規定を使い分けるといふ工夫を行つて、法律の適用で救済をなるべく広くしようという努力がうかがえるわけですが、この配慮義務というのは、労働安全衛生法の安全配慮義務とか、今までも、法律があつて、それがあつたと立証しやすい、損害賠償請求の場合にやりやすいということごえは確かにあります。

他方で、本会議でも、これまでも繰り返してやつておりますけれども、禁止規定としてまとめるべきだつたという意見が根強くありますけれども、改めて、実務上の観点も含めて、配慮義務と禁止規定をなぜ分けたのか、この政府の意図をお伺いします。

○植田政府参考人 お答えいたします。

禁止規定と配慮義務規定でございます。まず、禁止規定でございますけれども、法人等がどのような行為をしてはならないのか的確に認識できるよう、その類型及び要件を、可能な限り客観的で明確なものとして規定すべきというふうにごえしております。禁止行為を規定する新法の第四条、第五条につきましては、禁止される法人等の行為を規定しているということでございます。一方、第三条の配慮義務にありまして、自由な意思の抑圧、それから、適切な判断をすることが困

難な状態、生活の維持を困難にするというのは、いずれも勧誘によってもたらされる結果としての個人側の状態というものを規定しておりまして、配慮義務においては、必ずしも法人等がなすべき行為や、してはならない行為を規定しておるといっわけではございません。

そのため、配慮義務の規定につきましては、個人側の事情であるとか誤認させるおそれといった幅広い概念で捉えることによりまして、被害の救済の防止に資するというふうを考えております。かえって、禁止行為としてこの対象となる法人の行為を規定してしましますと、これに当てはまらない行為については、同様の結果をもたらされたとしても配慮義務の対象外となるということになってしまいますので、それは適切ではないのではないかと考えております。

したがって、規定が困難だということであるとともに、不適切だということに考えておるといっわけではございません。

先ほど先生から言っていたいただきましたけれども、このような配慮義務を規定するというところで、これに反するような不当な勧誘行為が行われた場合には、民法上の不法行為の認定、それに基づく損害賠償請求が容易となるということで、被害救済の実効性は高まるものというふうに考えておるところでございます。

○**牧原委員** 確かに、罪刑法定主義ではありませんが、禁止にされて、それを違反した場合に、罰則とか行政罰とか、こういうものを受けるといっわけになれば、それはやっちゃいけないんだということが明確じゃなければ、えっ、これもやっちゃいけないのかということ、それにひっかかるというものがあつてはならないというのはいわゆる法律の原則でありますので、これを切り分けつつ、最大限、配慮義務という形で、何とか救済を広げたいということはよく分かりました。

他方で、この配慮義務、確かに曖昧ではありますけれども、しかし、配慮義務違反でも相当悪質な場合というのがあり得ると思うんです。そういう

意味では、これに対する行政の報告を求めたり、勧告をしたり、公表したりというような形でのことが、今またの報道では、協議されているということでありまして、是非、こうした実効性があるという形は、私は進めていかなければならないということには申し添えさせていただきます。

そしてもう一つ、裁判をやったりするのにこれほどなんだという議論が、今日も本会議で度々なされたこととして、必要不可欠という文言がございます。

これは、従来の消費者契約法の靈感商法取消しの規定のところでは、確実にとなつていたものが、今回、必要不可欠となつて、新法にも跳ねているといふものであります。ぱつと聞くと、確実に必要不可欠にしたことによつて救済が広がったのかというのとは何となく分りにくいというの、私は当然みんなが抱く疑問ではないかと思つておられます。これをどういうふうにして、必要不可欠でいいという政府の思い、見解についてお答えください。

○**植田政府参考人** お答えいたします。まず、確実に必要不可欠と変更した理由でございます。まず、確実に必要不可欠と変更した理由でございます。まず、確実に必要不可欠と変更した理由でございます。まず、確実に必要不可欠と変更した理由でございます。

したがって、現行の規定に比べて要件の明

確化を図つたというふうには考えておるところでございます。それが、確実に必要不可欠にと変更した理由でございます。

それから、必要不可欠の不可欠につきましては、ただ必要だと言つただけでは、靈感の規定によりまして、例えば厄払い、厄年を心配している方に厄払いをお勧めするとか、そういった勧誘の仕方も対象になつてしまうのではないかと、宗教的に容認されている普通の宗教活動まで対象が広がつてしまふのではないかと、そこは、そこは、ある程度、必要不可欠ということで、その契約を結ぶことの必要性、切迫性が強く示されているという場合を対象にしておることでございます。

○**牧原委員** 最初の確実にというところは、いわゆる不利益なことが確実に起きてしまうというようなことを言つていただければ、それよりは、要するに、それをやらなきゃいけない、例えば靈感商法で買わなきゃいけないとか、そういう行為が今度が必要不可欠という対象になるので、それが立証とすると、より明確になるということですね。それは、本当に果たしてそうなのかということも考えると、ちよつと分りにくいなと思つておられます。

ちよつともう一回お答えいただきたいんですけども、不可欠と言つてしまつと、例えば、容易に想像できるのは、いやいや、私たちは不可欠とまでは言つていません。例えば、これをやった方がいいんじゃないんですかとお勧めをしたくらいでね。絶対それをしてなければ駄目なんですというふうなところ、そうしなければあなた地獄に落ちるんじゃないですけれども、そういうふうなところが普通に考える必要不可欠ということなんですけれども、そこまで、ほかの手段がないというところまで相当ぎりぎり言わなきゃいけないということ、ここは必要不可欠という解釈でよろしいんでしょか。

○**植田政府参考人** ケース・バイ・ケースのところもあるかと存じますけれども、ほかに選択肢

があつて、自分でどういうふうにするか選べる場合ということでございませうけれども、ほかの規定が、この四条の規定が、例えば退去妨害であるとか不退去であるとか、どうしようもないような状況の規定が並んでいるところに、この条項だけ、必要ということで、選択肢はあつて断ることもできた、でも、勧められたので寄附をしましたというところの必要性、切迫性というのをどの程度まで捉える必要があるのかというところのバランスだと思ひますけれども、そこは、必要不可欠だからといって、完全に一つの選択肢しかないというところまで言つていくわけではございませうが、そこは、実際の事案に応じた、どういふ言い方をされた、それまでの経緯も含めた判断をされるということかと存じます。

○**牧原委員** 今の解釈は多少幅が広がって、さっき私が申し上げたように、ぎりぎりに、何か、それ以外ないというよりは私は幅が広いように聞こえましたけれども、ここは当然、そういうふうには言えませんが、必要でないじゃないかという議論が本会議場でも出てくるので、いや、そうじゃなくて、やはり必要不可欠なんだというのは、さっきおつしやうに、ほかのことを考えたら、必要にすると広過ぎちゃうというふうなことでと理解しましたので、改めて、そこはより明確にしたいので、バランスをしっかりと取つていただきたいな、こう思います。

最後に、今回、非常に難しい議論で、与党、野党の協議の中でもなかなか最大の論点として残つてしまつたという話を聞いてるのが、いわゆる二世の方とか、被害者の方についてどうするかということだと思ひます。

本人にも当然憲法上の財産権の保障がありますので、本人が完全にこうだと自由意思で言つてい

るものを他人が取り消すというのは極めて難しいというの、これは憲法の問題なので、それはそれとおりだ、こう思ひます。

れから養育費等で、履行期が到来していなくても債権者代位権の特例として認めるといふものを作りました。これは、民法を超えた部分というのは、まさにこの将来債権の部分を保全債権として、いわゆる第三者が債権者代位権を行使できるということ、これは今まで私も聞いたことがない画期的なアイデアだとは思っています。

他方で、養育費とかを考えますと、当然、二世の皆様の、被害者の話なんかをお聞きすると、要は、子供の頃に大変な思いをした、自分は給食だけが唯一のまともな食事だったとか、いろいろなお話があって、それを、例えば子供が、この難しい債権者代位権とかいうのがあって、自分たちの養育費も特例で認められるのであって、例えば自分で弁護士事務所に行つて、私はこれを行使したいなんてやるのはほぼあり得ない事態だ、こう思っています。

ですから、これは非常に厳しい制限の中で考えられた特例で画期的だとは思いますが、現実に行使を考えると、養育費のような形の場合に、未成年の子供たちが使うということには、よほど配慮をしたり制度を整えたりしなければ、私は現実的じゃないと思っています。

そういう意味で、未成年の子供についての救済方法について政府はどういうふうを考えているか、お答えください。

○植田政府参考人 債権者代位権でございますけれども、御指摘のように、未成年者の子供たちが使うというのはなかなか現実的ではないというような御指摘もいただいておりますところ、未成年者を含め、家族らが債権者代位権の適切な行使によつて被害回復が図れることのできるよう、全力で支援をしていくということが重要と考えています。

法案の中では法テラスを位置づけておりますけれども、法テラスは、経済的に余裕のない方がトラブルに遭ったときに無料で法律相談を行うのですとか、弁護士、司法書士費用等の立替えを行うといった民事法律扶助業務を担つておるといふこと

で、この点でも法テラスと関係機関が連携を果たして、まず相談体制の整備をしていくことが重要なのではないかというふうにご考えております。

それから、二世の方々の支援でございますけれども、関係省庁、連携してやっておりますけれども、児童相談所の現場職員に、児童虐待であるかどうかを判断する際に、保護者の信仰をもつて消極的な対応を取らないようにでありますとか、学校においても、相談において宗教に関係することを理由に消極的な対応を取らないように、全国の教育委員会に対して周知するなどの対応を行つておるところでございます。

なかなか相談する場所がなかったというお声も聞こえておりますので、是非、政府としては、このような取組を通じて、宗教二世の方、それからお子様、未成年の方々の悩みに寄り添った支援に万全を尽くしてまいりたいというふうにご考えております。

○牧原委員 いずれにしても、今後の執行が極めて大切でございますので、ここは政府、あるいは野党を超えて、全力でみんなで取り組んでいくべきことだと思います。

これで終わります。

○稲田委員長 次に、國重徹さん。

旧統一教会は、宗教的な脅しを伴つた霊感商法、法外な金額の献金の強要などによる被害を積み重ねてきました。関係省庁による合同電話相談窓口、また法テラスにも多くの被害相談が寄せられております。このような現状等を踏まえ、被害救済、被害防止のための実効性ある対策をどう講じていくべきか。

法律の効果というものは、原則として遡及はしません。つまり、既に生じているこの被害については、基本的には現行法で対応することになるわけですが、だからこそ、相談支援の物的、人的体制の強化、また充実を図っていくことが大事になります。我が党もこれまで、予算委員会や、政府に対する提言、また本会議等でも、その旨、繰り返し

訴えてまいりました。

その上で、社会的に許容されない悪質な寄附の勧誘行為に対しては厳正に対処をしていく、新たな被害を防いで、被害を救済する、実効性ある法律を作ることが極めて重要になります。

他方で、寄附行為やその勧誘行為というのは、精神的自由とも関わる行為であります。社会通念上正当な寄附勧誘や、それに対する寄附を不当に萎縮させるような、過剰な規制となつてもいけません。

法律を作る際には、その必要性、実効性とともな、許容性、つまり、新たな法律を作ることによつて生じ得る副作用ほどの程度なのか、他方利益との調整はきちんとしてきているのか、憲法上の問題はいいのか、こういったことも冷静に見極めて、今と未来に責任の持てる、バランスの取れた法律に仕上げていく必要があります。

今般の消費者契約法改正案と新法案は、現在の我が国の法体系の中で許され得る限り、被害防止、被害救済に資する実効的な法案とすべく、禁止行為、取消権、配慮義務、行政措置や刑事罰など、様々な規定を組み合わせたものとなつております。

限られた時間になりますけれども、具体的に確認をさせていただきたいと思っております。

今般の改正法案、新法案の策定は、旧統一教会をめぐる霊感商法、法外な献金強要等の深刻な被害に端を発しております。そのようなことから、いわゆる霊感等の知見を用いた告知によつてなされた契約や寄附の被害、これをどう救済していくのか、今回の法案の中でここに最大の焦点が当たつております。

そこで、これを具体化した法文、改正法案の四条三項六号、新法案で言いますと四条六号について、具体的に確認をさせていただきます。

霊感商法、またそれと同様の寄附勧誘の被害実態について見ますと、決してその都度その都度不安をおおっているわけではありませぬ。しかし、現行法ではその都度不安をおおる行為が必要とさ

れておりまして、これでは被害者を広く救済することはできません。

そこで、改正法案、新法案では、霊感等による知見を用いた告知に関して、不安をおおつた場合だけではなく、不安を抱いていることに乗じた場合も取消しの対象とされ、適用範囲が広がつたと認識をしております。具体的に取消しの対象がどのように広がることになるのか、お伺いいたします。

○黒田政府参考人 お答え申し上げます。

いわゆる霊感等を用いたマインドコントロール下で生じる被害に対応するため、今般の消費者契約法改正法案及び新法案においては、霊感等の知見に基づく告知に関し、その場で不安をおおる場合のみならず、本人の精神的な状態が不安を抱いていることに乗じている場合をも取消権の対象としております。

不安を抱いていることに乗じている行為には、例えば、当該法人等が過去に教義を教え込むなど、寄附の勧誘とは切り離して不安をおおつた、そうやってあつた不安を個人がその後も抱き続けている場合にこれに乗じている行為や、また、当該法人等が直接引き起こした不安ではなくても、個人がそのような不安を抱いていることを例えば聞き出したことも含まれるというふうにご考えております。

不安を抱いていることに乗じている行為は、過去に不安をおおられたことによつて生じた不安をその後も抱き続けている者に対して、そうと知りながら、これに乗じて、複数回にわたつて寄附を勧誘する、こういった行為につきましても、個々の寄附を勧誘する時点におきまして、この時点において改めて不安をおおらなかつたとしても、それぞれ、不安を抱いていることに乗じての要件を満たすこととなります。

このように、より広く取消権を行使できるものと考えております。

○國重委員 ありがとうございます。不安を抱える御答弁いただきましたけれども、不安を抱

いていることに乗じて、この要件が入ったことによつて被害者がこれまで以上に広く救済されることになる、これは非常に重要な文言だというふう

に思います。
次に、必要不可欠の要件、先ほど来ございますけれども、必要不可欠の要件について、この必要不可欠では厳格過ぎて、必要だけを要件にすべきだという御意見がございます。

しかし、必要不可欠ではなくて必要だけを要件にしてしまいますと、政府答弁でも示されているとおり、例えば厄払い、また交通安全祈願などが、厄年、交通事故といったような不利益を回避するために祈願を勧めるものであつて、そうした社会通念上許されている行為にも対象が広がつてしまふという懸念があります。副作用の強い過剰な規制となつてはいけません。

一方で、必要不可欠の要件を余りにも形式的に解して、本来救われるべき被害者が救われないというふうなことになることもいけません。

必要不可欠の要件を判断するに当たっては、当該勧誘行為のその場、その時点におけるやり取りだけを見るんじゃなくて、それまでの様々な経緯も踏まえて法人等の言動を考慮、解釈をした際に、寄附は必要不可欠という趣旨を相手に告げたと評価できるかどうか、これを認定していくものと理解をしています。

このような柔軟な解釈を行うという理解で間違いないかどうか、答弁を求めます。

○植田政府参考人 御指摘のとおりでございますし、勧誘行為が全体として、必要不可欠という言葉と同程度の必要性や切迫性が示され、寄附をすることが不利益を回避するために必要不可欠である旨を相手に告げたと同じようなことを言われたと評価できる場合には、これに該当するということでございます。

○國重委員 要は、その場、そのときだけの言動を見るのではなくて、全体的に考察をして、必要不可欠という趣旨を告げればよいという答弁と受け止めました。

次に、改正法案四条三項、また、新法案四条柱書きにある「困惑」、これについても焦点が当たつておりますけれども、この困惑に関して確認をさせていただきます。

まず、困惑の定義、困惑とはどのような精神状態をいうのか、お伺いします。

○植田政府参考人 困惑でございますけれども、消費者契約法の逐条解説を御紹介したいと思いますけれども、困り戸惑い、どうしてよいか分からなくなるような、精神的に自由な判断ができない状況をいう、畏怖をも含む広い概念ということでございます。

○國重委員 旧統一教会の事例で、最初は不安をあおられて困惑していたんだけど、最後は使命感が芽生えて寄附するというような事例が国会でも度々取り上げられております。この点、一見、使命感に基づいて寄附を行つていたとしても、その裏には、それをしなければ不利益を免れることができないという不安感、困惑状態、こういったものが混在している場合もあると思われま

す。
このような混在型の場合も、被害者救済の観点からは困惑の要件に当たるとすべきと考えますが、答弁を求めます。

○植田政府参考人 被害事例とされるような場合にありましては、一見すると、使命感、責任感、義務感などから寄附を行つたように見えていたとしても、既に不安をあおられているなどして、その背後には、そのような責任感を果たさなければ不利益を回避することができないという不安感があつて困惑している場合もあるということでございます。

○國重委員 それでは、困惑というのが一切なく、純粋な信仰心、宗教的信念に基づいて寄附をした場合には、これはもはや困惑の要件には当たらない、これで間違いないかどうか、お伺いします。

○植田政府参考人 お答え申し上げます。

勧誘を受けましても、困惑することが一切なく、純粋な使命感のみに基づいて寄附をした場合ということにつきましては、困惑をして寄附をした場合には当たらないというふうに考えております。

○國重委員 困惑がないから困惑には当たらないと、ある意味当然の答弁をいただきました。これを踏まえて、次は河野大臣にお伺いいたします。

そのような困惑が一切ない、純粋な信仰心、宗教的信念に基づく寄附、こういった寄附まで被害と決めつけて取消の対象にした場合、債権者代位権によつて第三者による取消しも可能となります。思想、良心の自由、信教の自由、幸福追求権、財産権などへの過剰、不当な介入となつて、憲法上の問題も生じ得ると考えます。

このような純粋な信仰心、宗教的信念に基づく寄附を取消の対象にした場合、どのような問題が生じると河野大臣はお考えでしょうか。お伺いいたします。

○河野国務大臣 適切な勧誘行為の下で、困惑が一切なく、純粋な信仰心などに基づいて行つた寄附について、これまで取消し事由として第三者による取消しが行われるようになった場合には、信教の自由、財産権、幸福追求権といった憲法上の権利に対する過度な制約となりにかねないというふう

に思います。
適切な勧誘行為の下で、個人が宗教的信念に基づき、その真意に基づいてする寄附については、意思表示に瑕疵がなく、取消の対象とはならないというふう

に考えます。
○國重委員 適切な勧誘行為の下に、困惑が一切なく、純粋な信仰心、宗教的信念に基づいて、また、真意に基づいて行つた寄附、これには意思表示の瑕疵はない、だから取消の対象にもならない。河野大臣、これもある意味当然のことです。

適切な勧誘行為ですし、これもある意味当然なんですね。こんなものが取消しとかなつたら、とんでもないことになり

ます。
一方で、困惑が一切なく、純粋な信仰心、宗教的信念に基づいて寄附をした場合であつたとしても、その状態が悪質、不当な働きかけによつて生じたもので、自由な意思決定ができない状態になされたもの、こういったもの場合には、その寄附を取消しの対象として救済すべき、こういった御意見もあります。その問題意識、全く理解できないわけではありませ

ん。
ただ、そもそも困惑がない、純粋な信仰心、宗教的信念の発露としての自由な意思決定に基づく寄附と、困惑がない、純粋な信仰心、宗教的信念に基づきながらも自由な意思決定ができない状態での寄附、この二つの違い、線引きを果たして明確にできるのか。

その上で、純粋な信仰心、宗教的信念に基づく行為が自由な意思決定ができない状態になされているという特殊な状態、これを出さずような悪意ある不当な働きかけというものをどのように切り出して、明確に法律で規定をしていくのか。自由な意思決定ができない状態というこの結果に至る過程、行為、働きかけというのは様々ありまして、それらを行つて規範として客観的かつ明確に切り出すということは、これは私は相当困難であろうと思

います。
悪質で不当な行為には、何らかの対処が必要で

す。他方で、その行為を明確に類型化できず、不明確で過剰な行為規範となる場合には、思想、良心の自由や信教の自由、幸福追求権に対する過剰、不当な介入となり得る、また、それらの権利に基づき寄附や勧誘行為にも過剰、不当な萎縮効果を与えてしまふ、こういった懸念があります。

以上のことからしますと、河野大臣、このような場合の悪質、不当な働きかけについては、取消し事由の拡大で対処するというよりは、むしろ、裁判実務で最も活用されている不法行為を柔軟に活用していく方が適切なんじゃないか。また、そのような不法行為の認定に関する裁判所の判断を容易にする、円滑化する、そういったために新法ではどのような規定を設けているのか、併せてお

伺いたします。

○河野国務大臣 取消権は意思表示をなかつたことにする強い効果を有するものですから、予見可能性を確保して適切に機能するものとするために、可能な限りその要件を客観的また明確なものにするように規定をしなければならぬと思いをします。

他方、勧誘によつてもたらされる結果、あるいは誤認させるおそれなどの幅広い概念を捉えることのできる配慮義務の規定は、裁判実務において、委員おっしゃったように、最も活用されている不法行為の認定を容易にするということでは有益と考えます。

複数の献金、寄附を繰り返し行っているケースなどについては、一回一回の意思表示の瑕疵を捉えて取消権を行使するというよりも、これらの一連の行為を一体的に捉えて、全体として社会的に許容し難いか否かといった観点から判断することも可能な、不法行為に基づく損害賠償請求権を行使する方が適当とも考えられると思えます。

こうした点から、配慮義務や禁止行為規定が不法行為の認定を容易にすることが被害救済に有効であるというふうに考えられます。

この新法案につきましては、取消権と寄附の勧誘に当たつての法人の配慮義務を規定するという二段構成を取ることによつて、配慮義務に違反するような不当な寄附、勧誘が行われた場合、民法上の不法行為の認定、それに基づく損害賠償請求を容易にする、そして被害救済の実効性を高め、そういうことになるだろうと期待をしているところでございます。

○国重委員 先ほど言ったようなケースでは、取消し事由の拡大というよりも、不法行為、これを柔軟に活用していく方が望ましいというような答弁と受け止めました。

更に加え、配慮義務を法律上規定することで、不法行為の認定に必要な注意義務違反を認めるに当たつて、当該配慮義務は法律上明確に義務として規定されていることになるんだというふう

にして、不法行為の認定が容易になるということでは、

一方で、三条各号の配慮義務、この義務があることによつて、社会通念上正当な寄附勧誘を行っているNPO法人などに對して、その活動の支障が生じるようなことがないようにすべきであります。これが支障となつて寄附が集まらなくなつたり、寄附文化の醸成が阻害されることになれば、かえつて、苦しんでいる人、困っている人を助ける活動をしているNPO法人等の経済的基盤、これを揺るがす、損なうことになりま

この点、例えば三号の「誤認させるおそれがないうようにすること」とは、積極的に誤認させることがなければよくて、NPO法人が被災者支援のために募つた寄附が、被災地への物資の輸送費とか、あるいは人件費に使われた場合であつたとしても、被災者支援のために必要なものである、こういうことから、三号の配慮義務違反には当たらないと考へております。そのような理解でいいか、答弁を求めます。

○黒田政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、積極的に誤認させるわけではないということであれば、例えば被災者の支援のために寄附を集めて必要経費として一部充てられたという場合には、誤認させるということには当たらないというふうに考えられます。

ただ、なかなか一般の方々には必要経費、費用という部分についての概念の幅があつたりするものですから、そこはしっかりと説明もしていただければというふうに思います。

○国重委員 実効性は極めて大事であります。

他方で、社会通念上、正当な寄附勧誘が萎縮するようなことがあつてもなりません。この点、政府においては、そのような萎縮が生じないよう、不安を抱かれないようしっかりと周知していくべきと考えますが、どうでしょうか。

○黒田政府参考人 先ほど牧原委員からも御指摘のございました、この短期間で法律を作つているということもござります。寄附勧誘を行つてい

方々に不安を抱かれることがないように、この新しい法律の趣旨につきましてしっかりと周知していきたいと思つております。

○国重委員 時間の関係で、二問ありましたけれども、一問にさせていただきます。

配慮義務の中で、家族の生活の維持を困難にすることがないように配慮する旨の規定も設けられているように、今、二世の方たちの救済、これも強く求められております。

この二世を含めた家族の救済については、配慮義務のほか、五条で、借入れ等や居住用の建物、生活の維持に欠かせない事業用の資産を処分することなどによつて寄附のための資金を調達することを要求することを禁止するなど、実質上の上限規制も設けられています。

その上で、債権者代位権の特例を設けて、一定の場合には、将来債権についても家族が債権者代位権を行使できるようにしました。これについても、将来債権、ぎりぎりの中で認めただけけれども、でも、被保全債権が扶養請求権だけだったら額が少ないじゃないか、被保全債権等の範囲を広げるべきだという御意見もござります。

しかし、あくまでこれは特例として将来債権を認めたものでありまして、現行法でも、例えば、親が子供のカードを無断で作つて、それを無断悪用して法人等に寄附をした場合には、それぞれの法律の要件を満たせば、子の親に対する不法行為に基づく損害賠償請求権を被保全債権として債権者代位権を行使することが可能です。

また、今回の新法案には、法人等の家族に対する配慮義務が設けられておりますので、家族の、法人等に対する不法行為の認定、これに基づく損害賠償請求も、これまでよりは容易になります。

更に言えば、今回実質的な上限規制を設けたことで、これに反して家族の生活の維持が困難になつたときには、配慮義務と併せて、その不法行為の認定も更に容易になるであろうと思つております。

現行法の不法行為による損害賠償請求権等を被

保全債権として債権者代位権を行使できること、新法により債権者代位権の利用可能性が広がつていくこと、さらに、今回、配慮義務や上限規制を設けたことによつて不法行為の認定が容易になることなど、様々な仕組み、制度が導入されていく、これらが全体として相まって、寄附者のみならず家族の救済が可能になると考えますけれども、河野大臣の見解をお伺いいたします。

○河野国務大臣 現行法でできることに加えまして、新法及び消費者契約法に基づく取消権あるいは禁止行為などを定める、また、被保全債権が扶養義務等に係る定期金債権である場合については、債権者の代位権の特例として、履行期が到来していなくともこの行使を可能といたしました。

また、配慮義務を規定することにより、配慮義務に反するような不当な寄附勧誘が行われた場合、不法行為の認定、それに基づく損害賠償が容易となります。また抑止効果にもつながるものだろうと思つております。

また、新法案には行政処分を導入しておりますので、寄附者の家族から法人等による禁止行為の情報提供がなされ、勧告、命令あるいは法人名の公表が行われることによつて、本人に対して脱会を働きかけやすくなり、寄附者本人が自身の被害に気づいて被害を回復する行動を起こす契機ともなるだろうと思つております。

委員おっしゃる通りに、こうしたことが、全体として、勧誘された人あるいはその家族の救済の実効性を高めることになるだろうというふうに考えております。

○国重委員 実効性あるこの法案を一日も早く成立をさせる、それとともに相談支援の体制も更に充実強化をさせていく、根本的なテラシー教育、これもしっかりと進めていく、ありとあらゆる手を打つて被害者を救済し、新たな被害を防止するための取組を更に力強く進めていっていただきたい、このことを最後に強くお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○稲田委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

両案審査のため、明七日水曜日午前九時、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○稲田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、明七日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十一分散会

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律

(消費者契約法の一部改正)

第一条 消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第六号中「そのままで」は当該消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示してその不安をあり、当該消費者契約を締結することにより確実にその重大な不利益を回避することができる「を」当該消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままで現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあり、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、その重大な不利益を回避するために、当該消費者契約を締結することが必要不可欠である」に改める。

第七条第一項中「二年間」の下に「(同条第三項第六号に係る取消権については、三年間)」を、「五年」の下に「(同号に係る取消権については、十年)」を加える。

第四十条第一項中「消費生活相談」の下に「及び消費者紛争(独立行政法人国民生活センター法(平成十四年法律第二百二十三号)第一条の二第一項に規定する消費者紛争をいう)」を加える。

(独立行政法人国民生活センター法の一部改正)

第二条 独立行政法人国民生活センター法(平成十四年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「適格消費者団体をいう」の下に「第十条第六号において同じ」を加える。

第三条中「こと」とを「こと、消費者紛争を予防するための活動を支援すること並びに」に改め、「手続を」の下に「適正かつ迅速に」を加える。

第十条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 適格消費者団体が行う差止請求関係業務(消費者契約法第十三条第一項に規定する差止請求関係業務をいう)の円滑な実施のために必要な援助を行うこと。

第二十三条の次に次の一条を加える。
(和解仲介手続の計画的実施)
第二十三条の二 委員会は、適正かつ迅速な審理を実現するため、和解仲介手続を計画的に実施しなければならない。

2 当事者は、適正かつ迅速な審理を実現するため、委員会による和解仲介手続の計画的な実施に協力するものとする。

第三十二条の次に次の一条を加える。
(仲裁の手続の計画的実施)
第三十二条の二 委員会は、適正かつ迅速な審理を実現するため、仲裁の手続を計画的に実施しなければならない。

2 当事者は、適正かつ迅速な審理を実現するため、委員会による仲裁の手続の計画的な実施に協力するものとする。

第四十二条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、センターは、消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益を保護するため特に必要があると認めるときは、消費者紛争の当事者である事業者の名称その他の内閣府令で定める事項を公表することができる。

第四十三条の二第一項中「第十条第七号」を「第十条第八号」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(消費者契約法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の消費者契約法(以下この条において「新法」という)第四条第三項第六号(消費者契約法第五条第一項において準用する場合を含む)の規定は、この法律の施行の日以後にされる消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示について適用し、同日前にされた消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示については、なお従前の例による。

2 新法第七条第一項の規定は、この法律の施行前にされた消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に係る取消権についても、適用する。ただし、第一条の規定による改正前の消費者契約法第七条第一項に規定する取消権の時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合は、この限りでない。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方税法の一部改正)

第四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第二十九号中「第七号まで」を「第五号まで、第七号又は第八号」に改める。

(消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正)

第五条 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第七十五条第四項中「第十条第七号」を「第十条第八号」に改める。

(消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律(令和四年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち消費者契約法第六条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第七条第一項中「同条第三項第六号」を「同条第三項第八号」に改める。

附則第九条のうち独立行政法人国民生活センター法第十条第七号の改正規定中「第十条第七号」を「第十条第八号」に改める。

理由

社会経済情勢の変化等に対応して、消費者の利益の擁護を更に図るため、消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる範囲を拡大するとともに、取消権の行使期間を延長する等の措置を講ずるほか、独立行政法人国民生活センターの業務として適格消費者団体が行う差止請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助を行う業務を追加する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 寄附の勧誘に関する規制

第一節 禁止行為(第四条・第五条)

第二節 違反に対する措置等(第六条・第七

条)

第三章 寄附の意思表示の取消し等(第八条―

第十条)

第四章 法人等の不当な勧誘により寄附をした

者等に対する支援(第十一条)

第五章 雑則(第十二条―第十五条)

第六章 罰則(第十六条―第十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、法人等(法人又は法人でない
社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の
定めがあるものをいう。以下同じ。)による不当
な寄附の勧誘を禁止するとともに、当該勧誘を
行う法人等に対する行政上の措置等を定めるこ
とにより、消費者契約法(平成十二年法律第六
十一号)とあいまって、法人等からの寄附の勧
誘を受ける者の保護を図ることを目的とする。
(定義)

第二条 この法律において「寄附」とは、次に掲げ
るものをいう。
一 個人(事業のために契約の当事者となる場
合又は単独行為をする場合におけるものを除
く。以下同じ。)と法人等との間で締結される
次に掲げる契約
イ 当該個人が当該法人等に対し無償で財産
に関する権利を移転することを内容とする
契約(当該財産又はこれと種類、品質及び
数量の同じものを返還することを約するも
のを除く。口において同じ。)

ロ 当該個人が当該法人等に対し当該法人等
以外の第三者に無償で当該個人の財産に関
する権利を移転することを委託することを
内容とする契約
二 個人が法人等に対し無償で財産上の利益を
供与する単独行為
(寄附の勧誘を行うに当たつての配慮義務)

第三条 法人等は、寄附の勧誘を行うに当たつて
は、次に掲げる事項に配慮しなければならない
い。
一 寄附の勧誘が個人の自由な意思を押し、
その勧誘を受ける個人が寄附をするか否かに
ついて適切な判断をすることが困難な状態に
陥ることがないようにすること。
二 寄附により、個人又はその配偶者若しくは
親族(当該個人が民法(明治二十九年法律第八
十九号)第八百七十七条から第八百八十条ま
での規定により扶養の義務を負う者に限る。
第五条において同じ。)の生活の維持を困難に
することがないようにすること。

三 寄附の勧誘を受ける個人に対し、当該寄附
の勧誘を行う法人等を特定するに足りる事項
を明らかにするとともに、寄附される財産の
用途について誤認させるおそれがないように
すること。
第二章 寄附の勧誘に関する規制
第一節 禁止行為

(寄附の勧誘に関する禁止行為)
第四条 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、次
に掲げる行為をして寄附の勧誘を受ける個人を
困惑させてはならない。
一 当該法人等に対し、当該個人が、その住居
又はその業務を行っている場所から退去すべ
き旨の意思を示したにもかかわらず、それら
の場所から退去しないこと。
二 当該法人等が当該寄附の勧誘をしている場
所から当該個人が退去する旨の意思を示した
にもかかわらず、その場所から当該個人を退
去させないこと。

三 当該個人に対し、当該寄附について勧誘を
することを告げずに、当該個人が任意に退去
することが困難な場所であることを知りなが
ら、当該個人をその場所に同行し、その場所
において当該寄附の勧誘をすること。
四 当該個人が当該寄附の勧誘を受けている場
所において、当該個人が当該寄附をするか否
かについて相談を行うために電話その他の内
閣府令で定める方法によって当該法人等以外
の者と連絡する旨の意思を示したにもかかわらず、
威迫する言動を交えて、当該個人が当
該方法によって連絡することを妨げること。
五 当該個人が、社会生活上の経験が乏しいこ
とから、当該寄附の勧誘を行う者に対して恋
愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当
該勧誘を行う者も当該個人に対して同様の感
情を抱いているものと誤信していることを知
りながら、これに乗じ、当該寄附をしなけれ
ば当該勧誘を行う者との関係が破綻すること
になる旨を告げること。
六 当該個人に対し、霊感その他の合理的に実
証することが困難な特別な能力による知見と
して、当該個人又はその親族の生命、身体、
財産その他の重要な事項について、そのまま
では現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な
不利益を回避することができないとの不安を
あおり、又はそのような不安を抱いているこ
とに乗じて、その重大な不利益を回避するた
めには、当該寄附をすることが必要不可欠で
ある旨を告げること。
(借入れ等による資金調達のための禁止)

第五条 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、寄
附の勧誘を受ける個人に対し、借入れにより、
又は次に掲げる財産を処分することにより、寄
附をするための資金を調達することを要求して
はならない。
一 当該個人又はその配偶者若しくは親族が現
に居住の用に供している建物又はその敷地
二 現に当該個人が営む事業(その継続が当該

個人又はその配偶者若しくは親族の生活の維
持に欠くことのできないものに限る。)の用に
供している土地若しくは土地の上に存する権
利又は建物その他の減価償却資産(所得税法
(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第
十九号に規定する減価償却資産をいう。)で
あつて、当該事業の継続に欠くことのできな
いもの(前号に掲げるものを除く。)

第二節 違反に対する措置等
(報告)
第六条 内閣総理大臣は、前二条の規定の施行に
関し特に必要と認めるときは、その必要の限度
において、法人等に対し、寄附の勧誘に関する
業務の状況に関し、必要な報告を求めることが
できる。
(報告及び命令)
第七条 内閣総理大臣は、法人等が不特定又は多
数の個人に対して第四条又は第五条の規定に違
反する行為をしていると認められる場合におい
て、引き続き当該行為をしておそれが著しいと
認めるときは、当該法人等に対し、当該行為の
停止その他の必要な措置をとるべき旨の勧告を
することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受
けた法人等が、正当な理由がなくその勧告に
係る措置をとらなかつたときは、当該法人等に
対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命
ずることができる。
3 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をし
たときは、その旨を公表しなければならない。
第三章 寄附の意思表示の取消し等
(寄附の意思表示の取消し)
第八条 個人は、法人等が寄附の勧誘をするに際
し、当該個人に対して第四条各号に掲げる行為
をしたことにより困惑し、それによつて寄附に
係る契約の申込み若しくはその承諾の意思表示
又は単独行為をする旨の意思表示(以下「寄附の
意思表示」と総称する。)をしたときは、当該寄
附の意思表示(当該寄附が消費者契約(消費者契

約)の意思表示(当該寄附が消費者契約(消費者契

約)の意思表示(当該寄附が消費者契約(消費者契

約)の意思表示(当該寄附が消費者契約(消費者契

約法第二条第三項に規定する消費者契約をいう。第十条第一項第二号において同じ。）に該当する場合における当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を除く。次項及び次条において同じ。）を取り消すことができる。

2 前項の規定による寄附の意思表示の取消しは、これをもって善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

3 前二項の規定は、法人等が第三者に対し、当該法人等と個人との間における寄附について媒介をすることの委託（以下この項において単に「委託」という。）をし、当該委託を受けた第三者（その第三者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項において「受託者等」という。）が個人に対して第一項に規定する行為をした場合について準用する。

4 寄附に係る個人の代理人（復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。）を含む。以下この項において同じ。）、法人等の代理人及び受託者等の代理人は、第一項（前項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、それぞれ個人、法人等及び受託者等とみなす。

（取消権の行使期間）

第九条 前条第一項の規定による取消権は、追認をすることができる時から一年間（第四条第六号に掲げる行為により困惑したことを理由とする同項の規定による取消権については、三年間）行わないときは、時効によって消滅する。寄附の意思表示をした時から五年（同号に掲げる行為により困惑したことを理由とする同項の規定による取消権については、十年）を経過したときも、同様とする。

（扶養義務等に係る定期金債権を保全するための債権者代位権の行使に関する特例）

第十条 法人等に寄附（金銭の給付を内容とするものに限る。以下この項において同じ。）をした個人の扶養義務等に係る定期金債権の債権者は、民法第四百二十三条第二項本文の規定にか

かわらず、当該定期金債権のうち確定期限の到来していない部分を保全するため必要があるときは、当該個人である債務者に属する当該寄附に関する次に掲げる権利を行使することができる。

一 第八条第一項の規定による取消権

二 債務者がした寄附に係る消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に係る消費者契約法第四条第三項（第一号から第四号まで、第六号又は第八号に係る部分に限る。）（同法第五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による取消権

三 前二号の取消権を行使したことにより生ずる寄附による給付の返還請求権

2 前項（第三号に係る部分に限る。）の場合において、同項の扶養義務等に係る定期金債権のうち確定期限が到来していない部分については、民法第四百二十三条の三段の規定は、適用しない。この場合において、債権者は、当該法人等に当該確定期限が到来していない部分に相当する金額を債務者のために供託させることができる。

3 前項後段の規定により供託をした法人等は、遅滞なく、第一項第三号に掲げる権利を行使した債権者及びその債務者に供託の通知をしなければならぬ。

4 この条において「扶養義務等に係る定期金債権」とは、次に掲げる義務に係る定期期限の定めのある定期金債権をいう。

一 民法第七百五十二条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務

二 民法第七百六十条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務

三 民法第七百六十六条（同法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護に関する義務

四 民法第八百七十七条から第八百八十条までの規定による扶養の義務

第四章 法人等の不当な勧誘により寄附をした者等に対する支援

第十一条 国は、前条第一項各号に掲げる権利を有する者又は同項若しくは民法第四百二十三条第一項本文の規定によりこれらの権利を行使することができない者が、その権利の適切な行使により被害の回復等を図ることができるようにするため、日本司法支援センターと関係機関及び関係団体等との連携の強化を図り、利用しやすしい相談体制を整備する等必要な支援に関する施策を講ずるよう努めなければならない。

第五章 雑則

（運用上の配慮）

第十二条 この法律の運用に当たっては、法人等の活動において寄附が果たす役割の重要性に留意しつつ、個人及び法人等の学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を十分配慮しなければならない。

（内閣総理大臣への資料提供等）

第十三条 内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

（権限の委任）

第十四条 内閣総理大臣は、第二章第二節及び前条の規定による権限（同条の規定による権限にあっては、国務大臣に対するものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

（命令への委任）

第十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、命令で定める。

第六章 罰則

第十六条 第七条第二項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十七条 第六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十八条 法人等の代表者若しくは管理人又は法人等の代理人、使用人その他の従業者が、その法人等の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない社団又は財団については前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条（第三号及び第四号に係る部分に限る。）及び第八条（第四条第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定、消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第五十九号）の施行の日

二 第五条、第二章第二節及び第六章の規定並びに附則第四条の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条 第八條第一項の規定は、この法律の施行の日以後にされる寄附の意思表示（第四条第三号及び第四号に掲げる行為により困惑したことを理由とするもの）にあつては、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後にされる寄附の意思表示（示）について適用する。

第三条 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における第十条第一項の規定の適

用については、同項第二号中「から第四号まで、第六号又は第八号」とあるのは、「第二号、第四号又は第六号」とする。

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における第十六条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正)
第六条 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十六号を第二十七号とし、第二十三号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(令和四年法律第 号)の規定による法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護に関すること。

理由

法人等からの寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護等を図る観点から、法人等による不当な寄附の勧誘を禁止し、当該不当な寄附の勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めるとともに、寄附の意思表示の取消しの範囲の拡大及び扶養義務等に係る定期金債権を保全するための債権者代位権の行使に関する特例の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。